

償却資産の申告について

目 次

1 償却資産となるもの

- (1) 償却資産とはp 1
- (2) 償却資産の種類と例p 1
- (3) 償却資産の業種別の例p 2

2 申告について

- (1) 申告が必要な方p 3
- (2) 提出していただく書類p 3
- (3) 申告する償却資産p 4

3 評価額と税額の計算方法について

- (1) 税額の計算方法p 5
- (2) 評価額の計算方法p 5
- (3) 非課税・特例・減免などp 5

申告書の提出期限：**毎年1月31日**

申告書の提出先：〒811-3293
福岡県福津市中央一丁目1番1号（本館）

福津市役所 市民部 税務課 資産税係

電話：0940（43）8118

■電子申告（eTAX：エルタックス）により償却資産申告書が提出できます。
エルタックスを利用するには、パソコンの準備や電子証明書の取得など手続きが必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

ヘルプデスク（TEL）0570-081459（URL）<http://www.eltax.lta.go.jp>

■郵送による提出も受け付けています。その場合は、封筒に「償却資産申告書在中」と朱書きしてください。なお、控えの返送を希望する場合は、必ずあて先を記入した返信用封筒（切手貼付のこと）を同封してください。

1 償却資産となるもの

(1) 償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している資産のうち、土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。固定資産税の課税対象となります。但し、自動車税または軽自動車税がかかるもの、無形のものや少額減価償却資産・一括償却資産を除きます（地方税法第 341 条第 4 号）。

償却資産は不動産登記されないので、毎年 1 月 1 日における所有者が市町村長に申告し（地方税法第 383 条）、申告に基づいて評価額及び税額が算定されます。課税標準額（評価額の合計）が 150 万円に満たない年度については、免税となります（地方税法第 351 条）。

(2) 償却資産の種類と例

償却資産は、1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具・器具及び備品の 6 種類に分類され、それぞれの主な資産の例は以下のとおりです。

種類		資産の例
1. 構築物	構築物	舗装路面（駐車場を含む）・門・塀・緑化施設など外構工事、自転車置場、ガス庫、物置、鉄塔など
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備など ※家屋の賃借人（テナント）などが事業のために取り付けた内装・造作・建築設備などは、賃借人（テナント）の償却資産として取り扱います。
2. 機械及び装置		工作機械、印刷機械、食品製造加工機械、汎用機械類、その他各種産業用機械及び装置、駐車場の機械装置など
3. 船舶		漁船、ボート、貨物船、客船、はしけなど
4. 航空機		ヘリコプター、グライダー、飛行機など
5. 車両及び運搬具		フォークリフトなどの大型特殊自動車、台車（ナンバープレートを取得しているもの場合は、分類番号 9、90～99 及び 900～999 のもの） 農耕作業用自動車については、最高速度が毎時 35 km 以上のもの。 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。
6. 工具・器具及び備品		事務機器（パソコン・コピー機・ファクシミリなど）、エアコン、テレビ、応接セット、机・椅子、キャビネット、ロッカー、室内装飾品、カーペット、カーテン、袖看板、案内板、ネオンサイン、陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫、医療機器（レントゲン装置、手術機器など）、理容・美容機器、遊戯機器（パチンコ台、パチスロ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備など）、自動販売機、観賞用・興行用の生物など

(3) 償却資産の業種別の例

償却資産の主な業種別の例は以下のとおりです。

共通	門・塀・緑化施設などの外構工事、舗装路面（駐車場を含む）、自転車置場、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、家屋の賃借人（テナント）などが取り付けた内装・造作・建築設備など、事務機器（パソコン、コピー機、ファクシミリなど）、ルームエアコン、テレビ、応接セット、机・椅子、キャビネット、ロッカー、室内装飾品、カーペット、カーテン、POSレジスター、自動販売機など
農畜産業	脱穀機、精米機、乾燥機、ビニールハウス、堆肥舎、搾乳機、無人ヘリコプター、農耕作業用自動車（最高速度が毎時 35km 以上のトラクター）など ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。
漁業	漁船、船外機、魚群探知機、無線機、漁具、いけす、船台など
不動産貸付業	受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設などの外構工事、舗装路面（駐車場を含む）、機械設備など
駐車場業	受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動計算装置、舗装路面など
医（歯）業	医療機器（ベッド、計測機器、消毒装置、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットなど）、自家発電設備など
印刷業	製版印刷機、製本機、裁断機など
飲食業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンクなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、ビニール包装設備など
建設業	発電機、土木建設機械（ナンバープレートの分類番号 0、00～09 及び 000～099 の大型特殊自動車）など ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍・冷蔵機付のものを含む）、日よけなど
娯楽業	パチンコ台、パチスロ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備など
製造業	金属製品製造設備、食品製造加工機械、旋盤、ボール盤、梱包機など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、湯沸器、消毒殺菌機、サインポールなど

2 申告について

(1) 申告が必要な方

毎年1月1日現在で、福津市に償却資産を所有している法人や個人が対象となります。事業を始めたが償却資産を所有していない場合や、廃業・解散・移転などがあつた場合も申告してください。

(2) 提出していただく書類

- ・新規に事業を始めた方（初めて申告される方）

毎年1月1日現在で、福津市に所有しているすべての償却資産を申告してください。

申告内容	提出書類			備考 (福津市内における償却資産について)
	償却資産 申告書	種類別明細書		
		増加資産・全資産用	減少資産用	
償却資産を所有している方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に所有している資産をすべて記入してください。
償却資産を所有していない方	○	×	×	申告書「18 備考」欄に「該当資産なし」と記載してください。

- ・事業を継続される方（前年度までに申告された方）

申告内容	提出書類			備考 (福津市内における償却資産について)
	償却資産 申告書	種類別明細書		
		増加資産・全資産用	減少資産用	
増加した資産がある方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加した資産を記入してください。
減少した資産がある方	○	×	○	種類別明細書（減少資産用）に減少した資産を記入してください。
増加・減少資産が両方ある方	○	○	○	種類別明細書の（増加資産・全資産用）と種類別明細書（減少資産用）に増加、減少した資産を記入してください。
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18 備考」欄に「資産の増減なし」と記載してください。
廃業・転出された方	○	×	×	申告書「18 備考」欄にその理由及び年月日を記載してください。
該当する資産がない方	○	×	×	申告書「18 備考」欄に「該当資産なし」と記載してください。

償却資産申告書・種類別明細書は2枚複写となっています。提出用は1枚目、控えは2枚目です。

- ・電算処理による独自様式で申告される場合は、全国的に統一された様式に準じて作成し、次の書類を提出してください。

申告内容	提出書類			備考 (福津市内における償却資産について)
	償却資産 申告書	種類別明細書		
		増加資産・全資産用	減少資産用	
償却資産を所有している方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に所有している資産をすべて記入してください。

(3) 申告する償却資産

毎年1月1日現在で、事業のために用いることができる資産のうち、下記の(1)～(3)に該当する資産です。

(1) 土地、家屋以外の有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの

次のような資産も事業のために用いることができる状態であれば、申告の対象となります。

- ①建設仮勘定で経理している資産
- ②決算期以降に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上していない資産
- ③簿外資産（帳簿に記載していない資産）
- ④償却済み資産（減価償却が終わって、残存価額のみ帳簿に計上している資産）
- ⑤遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- ⑥未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦福利厚生のための資産
- ⑧借用資産（リース資産）で、契約内容が割賦販売と同様な資産

(2) 耐用年数が1年以上で、かつ1個または1組当たりの取得価額が10万円以上の資産

ただし、取得価額が10万円未満であっても、税務会計上、固定資産として計上した資産は申告の対象となります。

【償却資産としての申告の要否】

個人（平成11年1月1日以後取得の資産）

取得価額	国税の取り扱い	償却資産の取り扱い
10万円未満	必要経費	申告の必要なし
10万円以上20万円未満	3年間一括償却	
	減価償却	申告の必要あり
20万円以上	減価償却	

法人（平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得の資産）

取得価額	国税の取り扱い	償却資産の取り扱い
10万円未満	損金算入	申告の必要なし
	3年間一括償却	
	減価償却	申告の必要あり
10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告の必要なし
	減価償却	申告の必要あり
20万円以上	減価償却	

※ 租税特別措置法に基づいて、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の合計額300万円までを損金または必要経費に算入した場合（少額減価償却資産の即時償却）でも、固定資産税では償却資産としての申告が必要です。

※ 所有権移転外ファイナンスリース取引の賃借人が所有するリース資産で、取得価額が20万円未満のものは申告対象になりません。

(3) 家屋の賃借人（テナント）などが取り付けた内装、造作、建築設備などの資産

家屋の賃借人（テナント）などが取り付けた内装、造作、建築設備などの資産は、賃借人（テナント）などが償却資産の申告をしてください。

申告する必要がない資産は以下のとおりです。

- (1) 自動車税または軽自動車税の課税対象となる車両（自動車・原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）
- (2) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- (3) 繰延資産
- (4) 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、漁業権、ソフトウェアなど）

3 評価額と税額の計算方法について

申告内容に基づく税額の計算について説明します。

(1) 税額の計算方法

課税標準額 = 一品ごとの評価額（×特例率）を所有者について名寄せした合計
税額（100円未満切捨て）= 課税標準額（1,000円未満切捨て）×税率（1.4%）

- 課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。
- 特例率は課税標準の特例に該当する場合のみ適用。

(2) 評価額の計算方法

申告された資産を一品ずつ、次の算式によって、評価額を計算します。

①前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{㉠}$$

②前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{㉠} \times \text{㉡}^{n-1}$$

(注) ㉠及び㉡は、減価残存率表（10 ページ）に掲げる耐用年数に応ずる㉠欄及び㉡欄の減価残存率をいいます。

nは（評価額を求める年度－当該償却資産を取得した年次）で計算した年数をいいます。

以後、毎年この計算方法によって評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%が評価額の下限になります。

(3) 非課税・特例・減免など

・非課税対象

地方税法第348条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が非課税となります。

・課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、定められた割合により課税標準額が軽減されます。該当する償却資産があれば、種類別明細書申告書の摘要欄にその適用条項（例：地方税法349条の3第1項）を記載してください。

・固定資産税の減免

災害に遭うなど一定の要件に該当したときは、所有者からの申請により、固定資産税の全部又は一部が減免されます。詳しくはお問い合わせください。